

令和7年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	令和7年 12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年 12月11日 午前10時00分
	延 会	令和7年 12月11日 午後 3時58分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	三浦克宏	教育長	滝川敦善
副町長	早川知紀	教委管理課長	諸井公
総務課長	布施英治	教委指導室長	藏光貴弘
総合政策課長	平下哲也	教委生涯 学習課長	車塚洋
危機対策室長	四戸岸毅		
税務課長	本間直人	監査委員	黒田庄司
町民課長	渡部貴志	監査事務局長	川越一寿
保健福祉課長	鈴木康史	農委事務局長	石崎辰也
環境林務課長	江上圭		
水産農政課長	石崎辰也		
観光商工課長	田崎清克		
建設課長	堀部誠		
病院事務長	星川雅美		
水道課長	高瀬順一		
会計管理者	久保田湖子		

1. 会議録署名議員

1 番	竹田敏夫	2 番	室崎正之
-----	------	-----	------

1. 会 期

12月10日から12月12日までの3日間 (休会日なし)
------------------------------

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(7.12.11)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第106号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第3	議案第107号	工事請負契約の締結について
第4	議案第108号	工事請負契約の締結について
第5	議案第109号	厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第110号	厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第98号	令和7年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第99号	令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第100号	令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第101号	令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第102号	令和7年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第103号	令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第104号	令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算
	議案第105号	令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算
第8		総務産業常任委員会先進地行政視察報告書
第9		厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書
第10		広報常任委員会先進地行政視察報告書
第11		総務産業常任委員会所管事務調査報告書
第12		厚生文教常任委員会所管事務調査報告書
第13		各委員会閉会中の継続審査申出書

## 厚岸町議会 第4回定例会

令和7年12月11日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和7年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番竹田議員、2番室崎議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議案第106号教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（三浦町長） おはようございます。

ただいま上程いただきました議案第106号教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

現在、厚岸町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち、濱秀利委員の任期が本年12月23日をもって満了となり、同氏から今期で退任したいとの意向が示されております。

したがって、後任について、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育・学術及び文化について識見権を有する方を新たに教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書1ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町真栄2丁目65番地、氏名、長谷川博一、生年月日、昭和41年7月5日であります。また、長谷川氏の学歴・職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年12月24日から令和11年12月23日までの4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 本人事案件について、異を唱えるものではないのですが、確認しておきたいのですけれども、教育委員、先ほど町長のほうから4名ということの中で、所属している地域というものがどのようになっているのかということ、今回同意を求める方以外の方も含めた中で、4名という者がどのような地域に属する人たちなのかというものを教えていただきたいと思います。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。  
教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からお答えさせていただきます。

現在、教育委員3名なのですけれども、1名が山の手、それから2名が梅香となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 現在それで、今、退任される方といった中で、あの方は松葉町なのかなと思っていたのですけれども。そうすると、山の手の方が1名と梅香の方が2名と、今回入られる真栄の方の4名ということですね。

町内の学区としては、湖南地区、そして、こちら真龍の湖北地区、あとは太田地区というものがあると思うのですけれども、そういった中では、やはり太田地区のほうからも、教育委員の任命というものを考えた中で、学区的にも、やはりより近いところにいる方が教育委員としていたほうが、学校の状況とかも身近に感じることもできるでしょうし、そういうこともあると思うのですけれども、そういう配慮というものはできないものなのでしょうか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） すみません、1点訂正させてください。

1名、先ほど山の手と言いましたけれども、正確には、宮園丘陵という所でありませぬ。

今、お話ありましたバランスを取ったほうがいいのではないかということだと思います。前回、本町側のほうが3名ということで、バランス的には十分均衡は取れていなかったのかなと思います。今回、真栄町ということで、ある程度真栄側と。今、ご指摘がある太田地区というところなのですから、そこも含めていろいろ人選したのです。

その中で、教育委員会の特性である住民の意思決定ができる、そして、多様な人から選出しようとしたときに、一番、この長谷川さんが適任だろうということで、長谷川さんにお話させていただいて、教育にも本当に興味があって、しっかりやって、自分でも本当にできるかどうか分からないのですけれども、しっかりやっていきたいというお話がありましたので、長谷川さんをお願いしたという経緯でございます。

●議長（大野議員） ほかがございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第107号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第107号工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第107号工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めますのであります。

太田門静間道路は、平成23年度から調査を始め、令和4年度までの事業期間として防衛省の補助を受け、実施してまいりましたが、その継続事業として、令和5年度から経年劣化等により、路面にひび割れやわだちが発生し、通行に支障をきたしている太田2号道路と太田1番道路の一部改良舗装工事を、令和14年度までの予定事業期間として実施しようとするもので、今年度の工事は、太田2号道路の太田7番道路交差点付近から、道道厚岸標茶線方面へ、昨年度に引き続き、300メートルの改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として、工事名、（令和7年度国債）太田門静間道路ほ

か2改良舗装工事。

2として、工事場所、厚岸町太田。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、1億445万6,000円となります。

5として、請負契約者は、厚岸郡市厚岸真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

4ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工として、延長300メートル、幅員7.5メートル。道路の断面構成は、表層再生密粒度アスコン、厚さ3センチメートル。基層、再生粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル。上層路盤、再生アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル。下層路盤、再生コンクリート骨材、ゼロから40ミリメートル、厚さ40センチメートル。凍上抑制層、再生コンクリート骨材、ゼロから80ミリメートル、厚さ40センチメートル。

2、工期ですが、着手は令和8年3月10日、完成は令和8年11月30日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、土工定規図は別紙説明資料のとおりです。

5ページをお開き願います。

今回の施工位置ですが、図面中央の丸で囲った部分、太田2号道路となります。

6ページをお開き願います。

図面左側が、平面図となります。左側の起点は太田6番道路側、右側は終点となり、太田7番道路側になります。図面右上には、改良舗装工の土工定規図を示しております。

なお、別途お手元には、参考資料といたしまして、11月20日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 1点だけお聞きしたいと思います。

最近、道路構造で仮装路盤や凍上抑制層に再生コンクリートが多く使われるようになってきております。再生コンクリートは当然、コンクリートの建物とか構造物を壊さなければ出てこないというふうに思うのですけれども、一方、厚岸町では、町有地で採石の採取というものもされていると理解しているのですけれども、再生コンクリートと、その採石との単価比較といった中では、どのような中で、最近この再生コンクリートが使われるようになってきているのでしょうか。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。  
ただいまの質問でございますが、再生コンクリートと採石の比較ということでございますが、単価に増減はない、同単価、同じ単価ということでございます。また、再生コンクリートでございますが、国のほうで推奨されていると、リサイクルの観点で、それで再生コンクリートを使用しているということでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 ただ、冒頭で申しましたとおり、厚岸町の町有地、採石というものを取った中では、生産物の売払代というものの中で、収入というものが発生すると思うのです。そういうものを考えたときには、むしろ再生コンクリートではなくて、その町有地から出された採石を率先して使うようにしていったほうがいいなというふうに思うのですけれども、いかがなのでしょう。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、リサイクル法、国のほうでそういった指針の下で、再生コンクリートを使用してほしいということもございますので、今後については、そういった町内の採石等も含めまして、今後は、その辺はちょっと研究させていただきたいなと思うところでございます。

●議長（大野議員） ほかございませんか。  
5番、音喜多議員。

●音喜多議員 着工が、明年の3月、いわゆる冬場を越してからの工事着工という予定ですが、これはどういう理由ですか。これは、予算上、繰り越してしまうけれども、それらについて、大した問題はないのか、その2点です。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この太田門静間道路につきましては、先ほど説明したとおり、防衛省の補助を受けて

の整備事業ということでございます。例年この時期に、春先から秋にかけて工事を進めているところでございまして、補助金の申請等ともありますので、そういった意味も含めまして、来年の3月から予算を繰り越して秋まで。この事業につきましては、国債事業ということでございますので、今年度着手して、準備期間としていて、実際に着手するのは3月から来年の11月ということでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうすると、お金は実際に、業者というか、仕事をする人に支払われるのは、新年度の予算ですか、今年度の予算ではないのですか、どちらですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

業者への支払いということでございますが、令和8年度に入ってからということでございますが、前払金とかもございまして、そういったところで支払いの手続等が出てくるかなというところでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 今回の請負契約ですから、予算的には令和7年度、今年度の予算という位置づけでいいのですか、令和8年度ではないのですか、どちらですか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

予算は、令和7年度となっております。

●議長（大野議員） 続けて、建設課長でいいですか。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） この事業につきましては、債務負担行為です。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 北海道のこの【聴取不能】みたら、非常にいい仕事をする意味では、寒期間に向かって仕事するのではなくて、むしろ、暖期に向かって仕事をするから、むしろ、業者にとってはいい仕事ができるのではないかと思うのですが、こういう傾向というのは、今回、うちの場合は防衛省の交付金の関係であったのですが、こういう傾向というのは、これからもあるものだと思いますか。そういう傾向があれば、いい傾向では

ないかなど。今までずっと見ていたら、冬に向かって、工事が大変な時期に向かって、夏場の工事をしなければいけない。そういう【①0:22:25 聴取不能】というのはない。予算が入って、そのときから、非常にこう、今までは難しいことをやっているなどというふうに思っていたのですけれども、こういう傾向というのは、これからも続くのか、続かないか、【①0:22:40 聴取不能】

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この太田門静間道路の事業につきましては、先ほども申しましたとおり、防衛の事業を使ってということで、毎年この時期にやっているところでございます。今後も、この時期に発注する予定でございます。

そのほかの道路の関係とかにつきましては、補助金等の申請等もございますので、それらを踏まえて、発注時期等を見極めていきたいと。また、冬の工事につきましては、矢白別演習場の関係で、例年3月頃に発注している工事もございますので、そういった意味で、今後もそうした工事の発注として取り進めていきたいというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） ほかがございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第108号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第108号工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第108号工事請負契約の変更についてでございます。次のとおり、工事請負契約

を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和7年6月26日、議案第63号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。変更内容は、下記のとおりとなっています。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額、「1億208万円」から27万5,000円増額となる「1億235万5,000円」へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

8ページをご覧願います。

参考といたしまして、工事概要と工期の変更前、変更後について記載しております。

工事概要の内容に変更はありませんが、工期の完成年月日を「令和8年2月20日」から「令和8年3月19日」まで変更するものであります。

初めに、請負金額の変更理由であります。既設舗装盤の厚さの変更による増額に伴う請負金額の変更であります。

当該路線は、令和3年度に路面正常調査を実施し、この調査を基に積算したところですが、受注者による舗装圧調査の結果から、路面正常調査業務での調査圧測点以外の箇所において、当初設計より既設の舗装盤が厚かった旨の報告があったため、再度積算した結果、構造物撤去工及び道路土工の数量に変更が生じたことにより、27万5,000円増額となることから、議会の議決を求めるものであります。

次に、工期の変更理由であります。このたびの港町2条通り整備工場の現場は、水道課発注の港町2条通り排水管敷設替工事が先行した後、引渡しをされてから工事を取り進めることとしておりました。当初は、令和7年10月14日までに水道工事を完了する予定でしたが、地下埋設物等への対応に時間を要し、完了が遅れる旨の報告があったため、受注者と協議を行い、水道工場の遅延日数22日分の工期延伸が必要となったことから、工期の完成年月日を当初の「令和8年2月20日」から「令和8年3月19日」に変更するものであります。

なお、水道工場の期間中は、当該現場の施工ができないため、経費のかからない余裕期間として設定しており、このたび水道工場の遅れた分の延伸については、当初の余裕期間を延伸するもので、工期延伸による請負金額に変更は生じないものであります。

なお、9ページから10ページは、工事施工箇所を示した位置図、平面図などの図面となりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第5、議案第109号厚岸町個人番号の利用及びおよび特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第109号厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書11ページをお開き願います。

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。

町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法第9条第2項の規定により、厚岸町が行う個人番号の独自利用や庁内連携に関する事項を定める厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定し、番号利用法で定める事務以外の事務を独自利用事務として行ってまいりました。

一方、国では、地方公共団体情報システムの統一・標準化として、国の標準化基準に適合する基幹業務システム、いわゆる標準準拠システムへ令和7年度中に移行するよう求めており、町では令和8年1月から運用開始を予定して移行作業を進めております。

この標準準拠システム移行に際し、令和6年4月4日付でデジタル庁から、これまで条例での規定がなかった町の住民基本台帳に記載されていない者、いわゆる住登外者の情報の管理に関する事務について、標準準拠システムに実装される住登外者宛名管理機能を用いて行う際には、番号利用法第9条第2項に規定する独自利用事務として、標準準拠システムへの移行までに条例への位置づけが必要となる旨の通知があったことから、本条例を制定しようとするものであります。なお、この改正により、本条例に係る事務の執行に変更が生じるものではありません。

改正内容の説明につきましては、別に配付しております議案第109号説明資料、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、合わせて、議案第109号参考資料①として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）を、議案第109号参考資料②として、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）をお配りしておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例の定義を定める第2条の改正は、新たに第7号として、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者を特定する固有の番号を付し、管理するものを住登外者宛名番号管理機能と、第8号として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報を住登外者宛名情報と定義する規定を追加するものであります。

個人番号の利用範囲を定める第4条のうち第1項の改正は、独自利用事務に住登外者宛名情報を利用して行う番号利用法第9条第1項に規定する法定事務及び準法定事務を位置づける改正であります。

また、改正前の第4項を第5項に繰り下げ、新たに第4項として、番号利用法第9条第1項に規定する法定事務及び準法定事務を処理するために、住登外者宛名情報を必要な限度で利用することができる規定を加えるものであります。

町が行う独自利用事務を定める別表第1の改正は、改正前の第5項を第6項に繰り下げ、第5項として、町長が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものを、第7項として、教育委員会が行う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものを追加するものであります。

独自利用事務における庁内連携で利用できる特定個人情報に関する別表第2の改正は、現在定めている四つの事務において、それぞれ特定個人情報の欄に住登外者宛名情報であって、規則で定めるものを追加するものであります。

特定個人情報を提供することができる場合を定める別表第3のうち、第1項の改正は、特定個人情報の欄に「住登外者宛名情報であって、規則で定めるもの」を追加するものであります。また、「町長が住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものを処理するために必要な住登外者宛名情報であって、規則で定めるものを教育委員会から提供を受ける場合」を第2項として追加し、「教育委員会が町長から提供を受ける場合」を第3項として追加するものであります。

議案書にお戻りいただき、14ページをご覧ください。

附則であります。本条例は、交付の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 そもそも、この住登外者になるというのはどういう人なのか。厚岸町に住んだら、一応罰則規定はないけれども、住民票を必ず移すと。僕の今までの調べたのでは、たしか1週間か10日以上同じ地域に住むのであれば、住民票を移さなければならないという、そういう決まりごとがありますよね。そういう部分において、この人が、住登外者なのだという特定をどうやってするのかという。そもそも、住登外者になる

というのは、どういう人なのか。今までそれを放っておいたのに、何でこれを決めなければならなくなったのか、まとめて教えてください。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 住登外者宛名情報につきましては、厚岸町の住民基本台帳に搭載のない方の情報ということで、この番号利用の、今回改正しようとする条例でいっております事務、これにつきましては、そういった町外にお住まいの方が、この条例で独自利用事務として位置づけております子ども医療費の助成ですとか、重度心身障害者の助成ですとか、そういった助成の対象になる方がいらっしゃるということで、そういった町内に住所を置いていない方の情報をということで、住登外者宛名情報と。

この住登外者の扱いにつきましては、これまでも同様にそういったことで、住登外者の情報を申請時にいただいて、事務処理を行ってきておりましたが、今回は、最初の提案説明の中でもご説明させていただきましたが、町のほうの機関行政事務を行う機関システムを国の標準化基準に合わせたものに移行するというので、今、作業を進めておりました、その取扱い上、国のほうから、これまで行ってきた事務につきましては、この条例で位置づけなさいと、独自利用事務に当たるということで位置づけなさいということで通知がありましたので、これまで行っている事務は変わらないのですが、条例上、位置づけさせていただくと。住登外者宛名情報につきましても、これまでも同様にそういった町外の方の情報をいただいて、申請を受けて、事務処理を行っていたものと、これからも、そういったことは変わらず行っていくということになりますので、住登外者宛名情報につきましては、これまでと変わらない扱いというふうになります。

●議長（大野議員） 1番、武田議員。

●竹田議員 よく分からないのですけれども、分からないから聞きようがない、本当に。町外に住まわれているから、厚岸町において、そういう手続をするときに、住民票がないから住登外者というふうに扱いたいというのであれば、何でもとも、住登外者ではなくて、住民票を移してくださいというふうになぜならないのか、そこがよく分からないのです。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。  
町民課長。

- 町民課長（渡部課長） ただいまのご質問、制度上の話で、町民課が実際行っている事務の例を取ってお話しさせていただきたいと思います。

まず、町民課でやっている事務は、子ども医療費の助成に関する事務をやっているのですけれども、これは、子どもの医療費が、今、無償化になってはいますが、その受給者証を作るための条例等規則があるのですけれども、実際この場合、例えばの話ですけれども、お子さんだけが、例えば高校に入学、地方から厚岸の高校に入学してきましたと。けれども、親御さんは、例えばほかの町に住んでいるといったときに、世帯主の税情報とかを閲覧しなければいけないのです、我々は。そのときに、親御さんは住民登録されていないですから、そのときに住登外登録ということで、閲覧させていただいて、それで申請を受けて受給者証を交付するといったような事務が一つの例としてあります。

以上です。

- 議長（大野議員） 1番、竹田議員。

- 竹田議員 何となく分かりました。そうすると、住登外者というのは、あくまでも本人が何かの申請を受けに来ないと、住登外者か住登外者でないか分からないということですよ。住民証をもう移していないで、厚岸町に就労で来ました。その厚岸町に対しての、何らかの補助も何も申請もしないというふうになると、住登外者かどうかというのは、こちら側から調べることもできないですよ。その申請を受けたから、この人は住登外者なのですよ。それで、住民証を移せないのですかと言ったら、こういう理由で移せないのですと言ったら、では分かりました、では、あなたは住登外者として、こちらで扱いますねという流れなのですよ。

- 議長（大野議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） まず、住登外者というものは、厚岸町の住民基本台帳に登録されていない方、全てが住登外者ということになりますし、ご質問者おっしゃいますとおり、厚岸町に転入した場合には、法令の規定に基づいて、一定の期間内に届出をなさうというふうになっております。それなので、厚岸町以外に住んでいる方が全て住登外者ということになります。その住登外者の中で、厚岸町の制度を使って、支援を受けるですとか、そういった方々は、その住登外者の情報が必要になりますので、質問者おっしゃられるとおり、その住登外者からの申請、そういった制度ごとの申請に基づいて、住登外者の情報をいただきますということになります。

それなので、住登外者、厚岸町に住んでいるけれども、住登外者というのは、こちらで把握できるような状況にはなっていないと思いますので、その部分では、今回の条例改正につきましては、そういった申請に基づいて利用する住登外者の宛名情報について、国の通知に基づき、位置づけなさいということでの改正ということになっております。

●議長（大野議員） ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第110号厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第110号厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

国は、各保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を令和7年9月16日に交付し、同日、施行しました。

この布令では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員・設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員・設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の四つの基準を改正し、それぞれ、乳幼児健康審査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときには、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとし、保育所長等は、その乳幼児健康審査の内容を把握しなければならないこととされました。

本町においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、同様の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第110号説明資料新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、議案第110号参考資料、母子保険法抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例は、家庭的な雰囲気の下、5人以下の満3歳未満児を保育者の居宅、その他

の場所で保育を行う事業、19人以下の比較的小規模人数で行う保育事業、子どもの居宅において1対1で行う保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営の基準を定めており、利用乳幼児の健康診断について規定する第17条第2項の改正は、従来、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみ、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる規定でありましたが、新たに、母子保健法に基づく乳幼児検診が行われた場合も、全部または一部を行わないことができる規定を追加しました。

これに伴い、要件が複数となり、規定の体制を整えるため、表を追加し、整理を行うものであります。

なお、この規定は、国の基準を十分に参照しなければならない、参酌すべき基準であり、国の基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準とおりに改正するものでございます。

議案書16ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は、交付の日から施行するとするものであります。

なお、今般、条例改正において、本町には、家庭的保育事業を行う事業者はなく、直ちに影響を受ける事業者はおりませんことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和7年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時49分休憩

午後3時48分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開します。

●議長（大野議員） 日程第7、議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算、議案第

99号令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第100号令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第101号令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第102号令和7年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算、議案第103号令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第104号令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算、議案第105号令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上8件を再び一括議題といたします。

本8件の審査については、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

2番、室崎委員長。

- 室崎委員長 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算ほか7件の審査については、本日、本委員会を開催し慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、議案第98号令和7年度厚岸町一般会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号令和7年度厚岸町介護老人保険施設事業特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号令和7年度厚岸町水道事業会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号令和7年度厚岸町下水道事業会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号令和7年度厚岸町病院事業会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 日程第8、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定しました。

- 議長（大野議員） 日程第9、厚生文教常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第10、広報常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、広報常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第11、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第12、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（大野議員） 日程第13、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書が、お手元に配付のとおり、各

委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

●議長（大野議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和7年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後3時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員